

○内閣府、厚生労働省、財務省、
文部科学省、国土交通省、環境省、
経済産業省、国土交通省、環境省、
令第 号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十三第一項及び第四項（第二十一条の十四第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条の十四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令

(用語の定義)

第一条 この命令において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(特定新需要開拓事業活動計画の認定の申請)

第二条 法第二十一条の十三第一項の規定により特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者（次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 申請者及び当該申請に係る特定新需要開拓事業活動計画における法第二条第十一項の大学等（以下「共同実施者」という。）の定款の写し又はこれに準ずるもの並びに申請者又は共同実施者が登記をしている場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書

- 二 申請者及び共同実施者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類

を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの)

三 当該申請に係る特定新需要開拓事業活動計画における研究開発に関する契約その他の取決めに係る書類の写し

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める書類

イ 申請者又は共同実施者が特定新需要開拓事業活動を実施するに当たり法令上行政機関の許可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第一条第三号に規定する許認可等をいう。)を必要とする場合 当該許認可等があつたこと又はこれを受けることができることを証する書類

ロ 申請者又は共同実施者が特定新需要開拓事業活動を実施するに当たり法令上行政機関に届出(行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。)をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれを行うことができることを証する書類

五 申請者が特定新需要開拓事業活動を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

六 申請者及び共同実施者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者

ロ 法若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次号において同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

七 申請者及び共同実施者の役員その他これに相当する者（以下この号において「役員等」という。）が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 精神の機能の障害により役員等の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われて
いる者

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員等

ホ 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に
処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない
者

ヘ 認定特定新需要開拓事業活動実施者が法第二十一条の十四第二項又は第三項の規定により
その認定を取り消された時において当該認定特定新需要開拓事業活動実施者の役員等であつ
た者であつて、その取消しの日から五年を経過しないもの

3 第一項の認定の申請に係る特定新需要開拓事業活動計画の実施期間は、五年とする。

（特定新需要開拓事業活動計画の認定）

第三条 主務大臣は、法第二十一条の十三第一項の規定により特定新需要開拓事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定新需要開拓事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条の13第1項の規定に基づき特定新需要開拓事業活動計画を認定する。」

2 主務大臣は、法第二十一条の十三第一項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二による書面を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、法第二十一条の十三第一項の認定をしたときは、様式第三により、当該認定の日付、認定特定新需要開拓事業活動実施者及び共同実施者の名称、認定特定新需要開拓事業活動計画の内容並びに特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期を公表するものとする。

（認定特定新需要開拓事業活動計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四条 法第二十一条の十四第一項の規定により認定特定新需要開拓事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定特定新需要開拓事業活動実施者は、様式第四による申請書を主務大臣に提出し

なければならぬ。

2 前項の申請書の提出は、変更前の認定特定新需要開拓事業活動計画の写しを添付して行わなければならない。

3 第一項の変更の認定の申請に係る特定新需要開拓事業活動計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特定新需要開拓事業活動計画に従って特定新需要開拓事業活動を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る特定新需要開拓事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十一条の十四第五項において準用する法第二十一条の十三第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定新需要開拓事業活動計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として当該認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条の14第1項の規定に基づき認定する。」

5 主務大臣は、法第二十一条の十四第一項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記

載した様式第五による書面を当該認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

6 主務大臣は、法第二十一条の十四第一項の変更の認定をしたときは、様式第六により、当該認定の日付、認定特定新需要開拓事業実施者及び共同実施者の名称、当該認定特定新需要開拓事業活動計画の内容並びに特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期を公表するものとする。

7 認定特定新需要開拓事業活動計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十一条の十四第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定特定新需要開拓事業活動実施者は、速やかに、様式第七によりその旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

（認定特定新需要開拓事業活動計画の変更の指示）

第五条 主務大臣は、法第二十一条の十四第三項の規定により認定特定新需要開拓事業活動計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による書面を、当該変更を指示する認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

（認定特定新需要開拓事業活動計画の認定の取消し）

第六条 主務大臣は、法第二十一条の十四第二項又は第三項の規定により認定特定新需要開拓事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による書面を、当該認定が取り消される認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定特定新需要開拓事業活動計画の認定を取り消したときは、様式第十により、当該取消しの日付、当該認定を取り消した者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第七条 認定特定新需要開拓事業活動実施者は、認定特定新需要開拓事業活動計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十一により主務大臣に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この命令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行す

る。

(経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、第二条第二項第七号の規定を適用する。

様式第一（第2条第1項関係）

特定新需要開拓事業活動計画の認定申請書

年 月 日

●●大臣 殿

●●大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

産業競争力強化法第21条の13第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者に関する事項
2. 特定新需要開拓事業活動の内容、実施体制及び実施時期
3. 特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（備考）

1. 特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が複数いる場合は、連名で申請する。
2. 申請者が特定新需要開拓事業活動を実施する法人を設立しようとする者である場合は、当該法人の発起人の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名を記載するものとする。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者に関する事項
申請者に関して、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者の氏名
 - (4) 連絡先（電話番号）

- (5) 設立年月日（又は設立予定年月日）
- (6) 資本金又は出資金
- (7) 役職員の構成
- (8) 組織図

2. 特定新需要開拓事業活動の内容、実施体制及び実施時期

- (1) 特定新需要開拓事業活動の内容について、次に掲げる事項を記載する。
 - ① 特定新需要開拓事業活動において実施する共同研究開発の内容
 - ② 特定新需要開拓事業活動により開拓を目指す新たな需要の分野
 - ③ 特定新需要開拓事業活動により解決を目指す社会課題がある場合はその課題
 - ④ 特定新需要開拓事業活動計画の実施の工程
 - ⑤ 国際標準化に関する方針（法第 21 条の 13 第 3 項第 3 号に規定する事業分野に該当しない場合は除く。）
- (2) 特定新需要開拓事業活動の実施体制について、次に掲げる事項を記載する。
 - ① 申請者の実施体制
 - イ 申請者の組織内における特定新需要開拓事業活動に取り組む体制の整備の状況（予定を含む。）
 - ロ 申請者における産業標準、国際標準及び知的財産権の活用による新たな需要の開拓に係る方針
 - ② 共同実施者（第 2 条第 2 項第 1 号に規定する共同実施者をいう。以下同じ。）の実施体制
 - イ 共同実施者の情報
 - (i) 名称
 - (ii) 所在地
 - (iii) 代表者の氏名
 - (iv) 連絡先（電話番号）
 - (v) 設立年月日
 - (vi) 資本金又は出資金
 - (vii) 役職員の構成
 - (viii) 組織図
 - ロ 特定新需要開拓事業活動への参画に係る共同実施者の体制の整備の状況（予定を含む。）
- (3) 特定新需要開拓事業活動の実施時期について、年月日をもって、特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期を記載する。

3. 特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその根拠並びに調達方法を記載する。

様式第二（第3条第2項関係）

特定新需要開拓事業活動計画の不認定通知書

年 月 日

殿

●●大臣 名

●●大臣 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった特定新需要開拓事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三（第3条第3項関係）

特定新需要開拓事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定特定新需要開拓事業活動実施者、共同実施者の名称
3. 認定特定新需要開拓事業活動計画に係る特定新需要開拓事業活動計画の内容
4. 特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

「3. 認定特定新需要開拓事業活動計画に係る特定新需要開拓事業活動の内容」中、認定新需要開拓事業活動実施者の事業において公開すべきでない部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第四（第4条第1項関係）

認定特定新需要開拓事業活動計画の変更認定申請書

年 月 日

●●大臣 殿

●●大臣 殿

（認定特定新需要開拓事業活動実施者）

住 所

名 称

代表者の氏名

令和 年 月 日付けで認定を受けた特定新需要開拓事業活動計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第21条の14第1項の規定に基づき変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

（備考）

1. 認定特定新需要開拓事業活動実施者が複数いる場合は、連名で申請すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第五（第4条第5項関係）

特定新需要開拓事業活動計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

●●大臣 名

●●大臣 名

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった特定新需要開拓事業活動計画については、下記の理由により変更の認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第六（第4条第6項関係）

変更後の認定特定新需要開拓事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定特定新需要開拓事業活動実施者、共同実施者の名称
3. 変更後の認定特定新需要開拓事業活動計画に係る特定新需要開拓事業活動の内容
4. 変更後の特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

「3. 変更後の認定特定新需要開拓事業活動計画に係る特定新需要開拓事業活動の内容」中、認定特定新需要開拓事業活動実施者の事業において公開すべきでない部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第七（第4条第7項関係）

認定特定新需要開拓事業活動計画の軽微な変更の届出書

年 月 日

●●大臣 殿

●●大臣 殿

（認定特定新需要開拓事業活動実施者）

住 所

名 称

代表者の氏名

令和 年 月 日付けで認定を受けた特定新需要開拓事業活動計画について下記のとおり軽微な変更をしたので、特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令第4条第7項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第八（第5条関係）

認定特定新需要開拓事業活動計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

●●大臣 名

●●大臣 名

令和 年 月 日付けで認定した特定新需要開拓事業活動計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第九（第6条第1項関係）

認定特定新需要開拓事業活動計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

●●大臣 名

●●大臣 名

令和 年 月 日付けで認定した特定新需要開拓事業活動計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

認定の取消しの理由を具体的に記載する。

様式第十（第6条第2項関係）

認定特定新需要開拓事業活動計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消した者の名称
3. 認定取消しの理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

認定取消しの理由

- (1) 認定取消しの理由を具体的に記載する。
- (2) 認定を取り消した者の事業において公開すべきでない部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十一（第7条関係）

令和 年度における認定特定新需要開拓事業活動計画の実施状況報告書

年 月 日

●●大臣 殿

●●大臣 殿

（認定特定新需要開拓事業活動実施者）

住 所

名 称

代表者の氏名

令和 年 月 日付けで認定を受けた特定新需要開拓事業活動計画の令和 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した特定新需要開拓事業活動の内容
2. その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

認定特定新需要開拓事業活動実施者が実施した特定新需要開拓事業活動の内容を記載する。ただし、当該内容を記載した書類が他にある場合にあっては、当該書類を添付することでこれに代えることができる。